

生駒市生垣設置に関する助成金交付要綱 新旧対照表

現行	改正案
<p>(助成の基準)</p> <p>第5条 助成の交付を受けることができる生垣は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 樹木の高さが地表面から<u>概ね1メートル以上</u>であるもの</p> <p>(6)、(7) 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成19年8月1日から施行し、<u>平成22年3月31日</u>限りその効力を失う。</p>	<p>(助成の基準)</p> <p>第5条 助成の交付を受けることができる生垣は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 樹木の高さが地表面から<u>1メートル以上</u>であるもの</p> <p>(6)、(7) 略</p> <p><u>(8) 植栽する位置が第2号で規定される道路上から良好に視認され、かつ、道路境界から奥行3.5メートル以内であるもの</u></p> <p><u>2 「生駒市宅地等開発行為に関する指導要綱」及び「生駒市中高層建築物並びに集合住宅に関する指導要綱」並びに法令等による緑化については、助成対象とならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成19年8月1日から施行し、<u>平成25年3月31日</u>限りその効力を失う。</p>